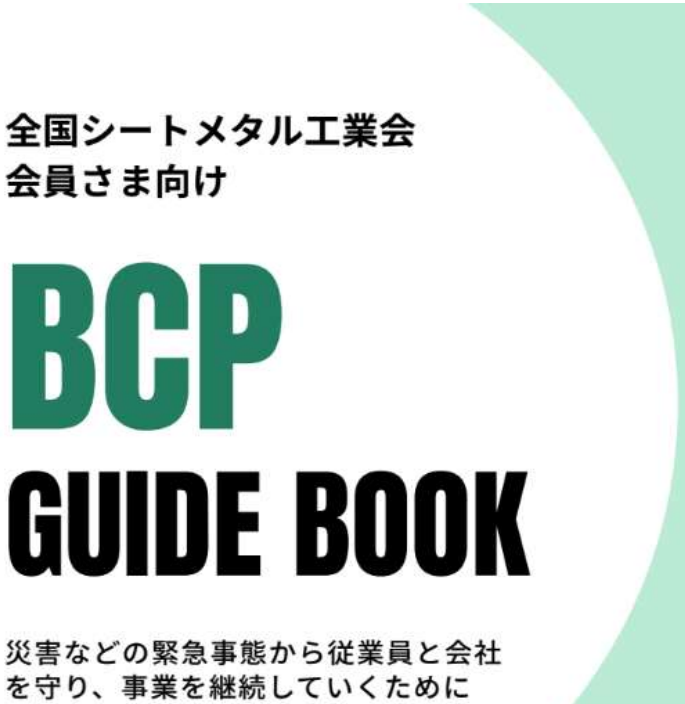
工業会会員さま向け BCPガイドブック



・自然災害対策でお客さま個々に取り組んでいただけるように
基本～中級の内容をまとめました。

・ガイドブックを通してBCPの全体感を掴んでいただいたり、
取り組むべきことの参考にしていただければと思います。

目次

第１章 BCP対策 全般

１－１．BCPとは……7
１－２．BCP基本方針、運営体制……7
１－３．災害に対して備えておくべきこと……9
１－４．中核事業・重要業務／商品別の復旧目標設定……26
１－５．災害発生時初動……28
１－６．復旧、事業継続に向けての取り組み……31
１－７．ＢＣＰ計画書の作成～ＢＣＭ……34

災害への対策

２－１．地震対策……37
２－２．豪雨・水害・落雷編……43
２－３．火災対策……47

第２章 アマダ製品の事前対策、復旧

事前の対策

１－１．マシン周辺の環境整備……50
１－２．サーバーの設置環境対策……50
１－３．重要データのバックアップ、保管方法……51
１－４．セキュリティ対策……51

復旧作業

２－１．復旧作業時のお願い（お客様へ）……52
２－２．弊社の支援体制のご紹介……52

第３章 国のＢＣＰ方針、支援内容

１－１．国のBCP策定運用指針……56
１－２．国の支援等……56

©2026 AMADA CO., LTD. All Rights Reserved.

事業継続力強化計画認定制度につきまして



中小企業庁の「事業継続力強化計画パンフレット」より抜粋

連携して計画を実施する場合：
大企業や経済団体等の連携者

単独型・連携型あり

国の認定を受けた企業に対する支援

■ロゴマークの活用
（HP・名刺でPR）

■低利融資等の**金融支援**
- 公庫のBCP資金融資での優遇（基準金利-0.9%）
- 保証協会保証枠拡大
- 損害保険の割引

■防災・減災設備に対する**税制措置**
- 計画に記載された設備に特別償却16%適用

・**補助金の加点措置**
- 補助金（ものづくり、省力化、持続化）などで加点

・中小企業庁HPでの認定企業公表

©2026 AMADA CO., LTD. All Rights Reserved.

■ 低利融資等の**金融支援**

事業継続力強化計画 認定制度の概要 令和８年３月１７日版より

金融支援について

各種金融支援の概要

① 日本政策金融公庫による低利融資（企業活力強化資金（国民事業）、BCP資金（中小事業））

事業継続力強化計画の認定を受けた事業者が行う設備投資等に必要な資金について、低利融資を受けることができます。（融資のご利用にあたっては、別途日本政策金融公庫の審査が必要となります。）

貸付金利（※1）	設備資金・運転資金について、基準利率から最大0.9%引下げ （※1）信用リスク・貸付期間などに応じて所定の利率が適用されます。
貸付限度額	国民生活事業：7,200万円　中小企業事業：7億2,000万円（※2） （※2）利率の引下げが適用となるのは、貸付限度額のうち4億円までです。
貸付期間	設備資金20年以内、長期運転資金10年以内（据置期間2年以内）

② 信用保証協会による中小企業信用保険法の特例

事業継続力強化計画の認定を受けた事業者が、計画実行のために融資を受ける際、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大を受けることができます。

保証限度額

	通常枠	別枠
普通保険	2億円（組合4億円）	2億円（組合4億円）
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	2,000万円	2,000万円
新事業開拓保険	2億円⇒3億円（組合４億円⇒６億円）（保証枠の拡大）	
海外投資関係保険	2億円⇒４億円（組合4億円⇒６億円）（保証枠の拡大）	

③ 中小企業投資育成株式会社法の特例

事業継続力強化計画の認定を受けた場合、通常の投資対象（資本金3億円以下の株式会社）に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社（中小企業者）も事業継続力強化計画の実行にあたり、中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能になります。

④ 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット

事業継続力強化計画の認定を受けた事業者（国内親会社）の海外支店又は海外子会社が、日本政策金融公庫の提携する海外金融機関から現地通貨建ての融資を受ける場合に、日本政策金融公庫による債務の保証を受けることが出来ます。

〇保証限度額：1法人あたり最大4億5,000万円　〇融資期間　：1～5年

©2026 AMADA CO., LTD. All Rights Reserved.

■防災・減災設備に対する**税制措置**

事業継続力強化計画 認定制度の概要 令和８年３月１７日版より

中小企業防災・減災投資促進税制について

制度の概要

中小企業防災・減災投資促進税制（特定事業継続力強化設備等の特別償却）では、青色申告書を提出する中小企業者等であって、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第２１号）の施行の日（令和元年７月１６日）から令和９年３月３１日までの間（以下「認定対象期間」といいます。）に、中小企業等経営強化法（以下「法」といいます。）第５６条第１項又は法第５８条第１項の認定を受けた中小企業者（同法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する者）が、その認定を受けた日から同日以後１年を経過する日までの間に、その認定に係る法第５６条第１項に規定する事業継続力強化計画又は法第５８条第１項に規定する連携事業継続力強化計画（法第５７条第１項又は法第５９条第１項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に記載された対象設備を、取得等をして事業の用に供した場合に、特別償却１６％が適用できます。

対象設備

中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第２９条の規定に基づき、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する減価償却資産のうち、次に掲げるものが対象となります。

減価償却資産の種類（取得価額要件）	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置（※）（１００万円以上）	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置（これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）
器具及び備品（※）（３０万円以上）	自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備
建物附属設備（６０万円以上）	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台（対象設備をかさ上げするために取得等をするものに限る。）、防水シャッター（これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）

※「機械及び装置」及び「器具及び備品」には、「対象となるものの用途又は細目」欄に掲げる対象設備をかさ上げするための架台で、資本的支出により取得等をするものを含む。

©2026 AMADA CO., LTD. All Rights Reserved.

■ 補助金の加点措置

事業継続力強化計画 認定制度の概要 令和８年３月１７日版より

予算事業等による措置等

計画の認定を受けた事業者は、以下補助金等において、加点措置を受けることが出来ます。詳細は各種予算事業のHP等を御覧下さい。

事業名	予算概要	措置内容	担当部署	URL
ものづくり補助金	中小企業等が取り組む革新的な新製品・新サービス開発等を行うための設備投資等を支援。	加点	中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム	こちら
事業承継・M&A補助金 （専門家活用枠）	早期の事業承継を促すため、５年以内に事業承継する事業者の設備投資等、M&A時の専門家活用（仲介・FA等）、M&A後のPMIに係る取り組み、M&Aの検討に伴う廃業等を支援。	加点	中小企業庁 事業環境部 財務課	こちら
中小企業省力化投資補助金 （一般型）	人手不足の中小企業等が生産プロセスの改善を行うための個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備投資等を支援。	加点	中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム	こちら
小規模事業者持続化補助金 （一般型・通常枠）	小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援。	加点	中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課	商工会地区 商工会議所地区
小規模事業者持続化補助金 （創業型）	創業後3年以内の小規模事業者等が、持続的な経営に向けて経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援。	加点	中小企業庁 経営支援部 創業・新事業促進室	こちら

©2026 AMADA CO., LTD. All Rights Reserved.

■ご注意いただく点

- 関係機関（日本政策金融公庫、信用保証協会等）の審査が必要
- 「単独型」「連携型」がある
- 専用の電子申請システムにて申請
- 認定を受けると認定通知書が交付
- 期間内の内容見直しが可能
- 有効期間は最大3年、継続する場合は再申請が必要

©2026 AMADA CO., LTD. All Rights Reserved.

■申請における支援のスキーム

〔工業会会員のお客さま〕

① 申請に向けた
事前確認・準備
各該当要件の確認・準備

② 計画策定
様々な検討事項

③ 計画の
申請・認定

④取組実行
期間は最大3年
失効しない為に再提出が必要

専門コンサル企業が
一貫してご支援

アマダがご紹介

©2026 AMADA CO., LTD. All Rights Reserved.

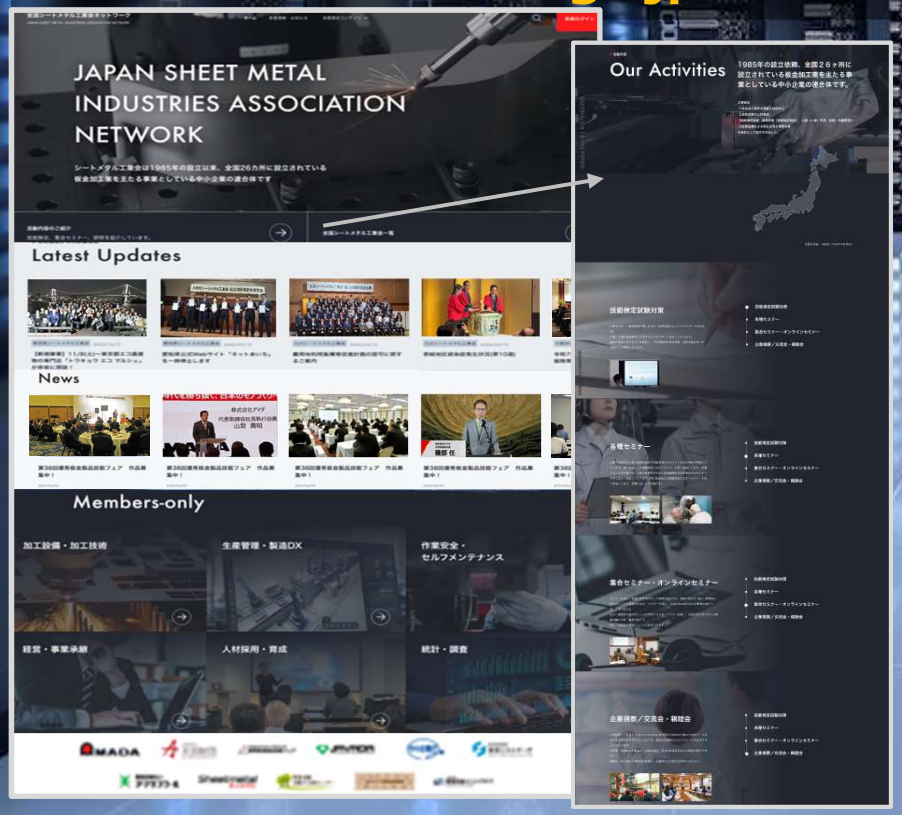
工業会ホームページ リニューアル

新サーバ環境（クラウドサーバー）へ移行

⇒ 強固なセキュリティ、安定稼働、デザイン刷新、CG動画を駆使できる環境へ移行

●本社事務局HP刷新【2026.4末】

www.smia.gr.jp



●各工業会HP刷新、テンプレート提供【2026.10】



aws

©2026 AMADA CO., LTD. All Rights Reserved.